

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人新エネルギー財団（英文名 New Energy Foundation、略称「NEF」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所（本部）を東京都豊島区に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、新エネルギー（太陽エネルギー、風力、水力、地熱その他の再生可能エネルギー、廃熱その他の未利用エネルギー、燃料電池、エネルギー貯蔵その他のエネルギー利用に関する新システム及び石炭等の利用に係る新技術をいう。以下同じ。）の開発・利用に関する調査・研究、情報の収集・提供、関係機関等への建議・意見具申、資金助成等の事業を行うことにより、新エネルギーに関する国民意識の向上と新エネルギー産業及び地域経済の健全な発展を図り、もって我が国のエネルギー自給の改善と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新エネルギーの開発・利用に関する調査・研究
 - (2) 新エネルギーの開発・利用に関する情報の収集・提供
 - (3) 新エネルギーの開発・利用に関するシンポジウム・セミナー等の開催
 - (4) 新エネルギーの開発・利用に関する関係機関等への建議・意見具申
 - (5) 新エネルギーの開発・利用に関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (6) 新エネルギーの開発・実用化に関する試験・実証調査
 - (7) 新エネルギーの開発・利用に関する指導・協力及び技術の普及・向上
 - (8) 新エネルギーの開発・利用に関する広報・啓発
 - (9) 新エネルギーの開発・利用の促進を図るための利子補給等の資金助成
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の基本財産は、次に掲げる財産を持って構成する。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

(2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産

2. 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第6条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第10条 本財団に、5名以上7名以内の評議員を置く。

2. 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

3. 評議員を選任する場合には、以下の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

4. 評議員は無報酬とする。
5. 評議員にはその職務の執行に要する経費を支払うことができる。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠により選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員会)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤の理事及び監事の報酬等の支給の規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2. 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が、署名し又は記名押印する。

第5章 役員及び理事会

(役員の設定)

第18条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上25名以内

(2) 監事 1名又は2名

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事のうち、1人を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とするとともに、1名以上4名以内を業務執行理事とする。

3. 第2項の選定については、理事会の決議により行う。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会の議決を得て、会長が定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3. 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、前2項の他、法令で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(任期)

- 第22条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した役員の補欠により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任役員の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
 3. 役員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退職した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第23条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに耐えないとき。

(報酬等)

- 第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、評議員会の決議によって定めるところにより、報酬等を支給することができる。
2. 役員には、その職務の執行に要する経費を支払うことができる。

(責任の一部免除)

- 第25条 本財団は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 理事は、前項に関する議案（理事の責任の免除に限る。）を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼職の禁止)

- 第26条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(理事会の構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(理事会の開催及び招集)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 法令に定められた権限により監事から招集の請求があったとき。

4. 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長に事故あるときは業務執行理事が招集する。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは業務執行理事がこれに当たる。但し、法令の定めるところにより会長以外の理事又は監事が理事会を招集した場合には、出席した理事の互選による。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第6章 新エネルギー産業会議

(新エネルギー産業会議)

第33条 本財団に、新エネルギー産業会議を置く。

2. 新エネルギー産業会議は、70名以上90名以内の審議委員により構成する。
3. 新エネルギー産業会議は、新エネルギーの開発・利用に関し、関係機関等に対し建議・意見具申等を行う他、本財団の事業運営について、会長に意見を具申する。
4. 新エネルギー産業会議の審議委員については、次条に規定する賛助会員から推薦のあった者及び学識経験者等の中から、理事会が選任する。
5. 新エネルギー産業会議の運営について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長がこれを定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
3. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
4. 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は評議員会の議決を得て変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 本財団は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第37条 本財団が解散の際に有する残余財産は、評議員会の議決を得て、本財団と類似の目的を有する独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人に帰属させる。

第9章 雑則

(余剰金)

第38条 本財団は余剰金の配分を行わない。

(公告方法)

第39条 本法人の公告方法は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

(備付け書類)

第40条 第9条に掲げる書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の支給の規程

(実施細則)

第41条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

1. この定款の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
庭野 征夫
久米 雄二
豊田 正和
牛山 泉
黒川 浩助
4. 本財団の最初の代表理事は、近藤隆彦とする。
5. 本財団の最初の業務執行理事は、伊藤隆一及び鳥谷宗治とする。

附則（平成24年4月25日）

この変更規定は、平成24年4月25日から施行する。

附則（平成25年6月14日）

この変更規定は、平成25年10月1日から施行する。

その際、それまで代表理事であった者が会長になるものとする。